

共有者不明農用地等に係る公示

下記の農用地等は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号。以下「法」という。）第 22 条の 2 第 2 項の規定による探索を行ってもなお当該農用地等について 2 分の 1 以上の共有持分を有する者を確知することができないため、法第 22 条の 3 の規定により、鳥取県農地中間管理機構が定めようとする農用地利用集積等促進計画と併せて公示する。

令和 8 年 1 月 1 0 日

北栄町農業委員会会長



記

1 共有者不明農用地等の所在等

共有者不明農用地等の所在・地番	地目	面積 (㎡)	設定しようとする権利の種類	内容	始期	存続期間	借賃	借賃の相手方	方法
大谷字八幡 3989 番 1	畑	6,835 の内 4,000	賃貸借権	畑	公告日の翌月 1 日	5 年	1 筆 199,200 円	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構	口座振込

- 2 この公示は、1 の共有者不明農用地等について 2 分の 1 以上の共有持分を有する者を確知できないことから行うものである。
- 3 当該共有者不明農用地等について、1 及び農用地利用集積等促進計画に定めるところにより、農地中間管理機構が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けるものである。
- 4 当該共有者不明農用地等の不確知共有者は、この公示の日から起算して 2 か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農用地等についての権原を証する書類を添えて農業委員会に申し出て、農用地利用集積等促進計画又は 3 に掲げる事項について異議を述べることができる。
 - (1) 申出を行う者の氏名・住所（法人にあっては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名）
 - (2) 当該農用地等の所在、地番、地目、面積
 - (3) 当該申出の趣旨
- 5 不確知共有者がこの公示があった日から起算して 2 か月以内に異議を述べなかった場合には、法第 22 条の 4 の規定により、農用地利用集積等促進計画について同意をしたものとみなされる。
- 6 当該農用地等については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業（土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の土地改良事業をいう。）が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。
 - (1) 機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の決定（公告）時から 15 年以上あるものである。

農地中間管理事業 農用地利用集積等促進計画（案）

整理 番号	機構から利用権の設定を受ける者(借受人)		機構に利用権の設定をする者(貸付人)		利用権を設定する土地					利用権を設定する土地（貸付人から機構）				利用権を設定する土地（機構から借受人）				新規 更新	備考
	住所	氏名又は名称	住所	氏名又は名称	大字	字	地番	地目	面積(㎡)	利用権 の種類	始期	終期	10a当り 借賃	利用権 の種類	始期	終期	10a当り 借賃		
1			東伯郡湯梨浜町大字長瀬581番地1 スイートラピーヌ101	中原 幸人 （中原禮次郎様分）	大谷	八幡	3989-1 (1)	畑	4,000	賃貸借権	公告日の翌 月1日	始期から5 年	1筆 199,200円						